

その他添付書類について

提出形式： 事前協議書及び添付書類とも、データ(エクセル形式はPDFにしない)及び紙ベースの両方で御提出ください。

※データ形式が不要なもの ③④⑤ ただし、内訳書や備品等の積算資料があればエクセルデータのままで御提出ください。

《開設準備経費補助》

① 補助対象とする人件費、備品、活動経費等の一覧(任意様式)

※③備品等見積書と、①一覧表の照合がしやすいように工夫してください(一覧表と見積書にそれぞれ番号をふり、付せん等で印をつけるなど)

※備品等の種類が少なく、「別紙2 対象経費支出予定額の内訳書」に記載が収まった上、番号等をふることにより見積書との照合がしやすい場合は添付不要です。

② 運営開始後の収支予算(見込)書 (開設年度を含めた3年分)

③ 備品等見積書

④ 介護保険事業者指定に関する内定通知書(内定が行われないサービスについては、本市事業者指定担当への相談結果が分かるもの)

⑤ 指定申請等に関する誓約書

※地域密着型サービスは、介護保険法により「川崎市介護保険運営協議会地域密着型サービス等部会」への意見照会が義務付けられているため、「内定申請」、「指定申請」の2段階の申請が必要となります。それぞれの申請の受付は完全予約制です。本市ホームページから予約申込期限及び申請受付日等を確認いただいて、必ず手続きをお願いします。